

## 相談と解決の流れ

一番相談しやすい相談員を選んでください。相談員は、性別に配慮して構成されており、氏名、連絡先等は、学生ポータルサイトに掲載されています。

相談員は、あなたの悩みを親身になって聞き、今後るべき方法を一緒に考えて考え、あなたの意思決定を支援します。必要に応じてカウンセラーを紹介するなど、あなたの精神的バックアップに努めます。

### 【相談について】

- 相談は、原則として対面で行います。ただし、事情によっては電話や電子メールでも相談できます。
- 相談は、匿名でも受け付けています。
- 相談は、被害者だけでなく、ハラスメント被害者から相談を受けた方や、目撃した方も行うことができます。
- ハラスメントかどうか自分では判断できないときでも相談できます。

### 【解決方法】

- 相談員との相談だけで問題の解決に至らない場合は、ハラスメント対策委員会に対して、「通知」・「調整」・「調停」・「調査」の4つの解決手続きのうちのいずれかを求める申し立てを行うことができます。
- 申し立ての受理・不受理は、ハラスメント対策委員会が審議します。



## ハラスメント相談窓口

### ◆ハラスメント相談窓口教職員 3 名

ハラスメントの相談窓口担当教職員名は学生ポータルサイトに掲載しています。

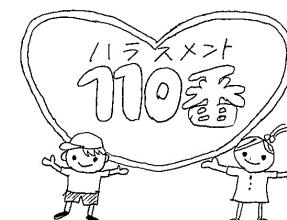
### 【相談方法】

- 直接、相談窓口の先生の部屋に行く。
- メールで相談する。

**ハラスメント相談窓口に  
ご相談ください。**

相談者及び関連する人のプライバシーを尊重し、  
秘密を厳守して、解決に向けて取り組みます。

- 相談者の了解を得ずに、相談した内容が部外者に漏れることはできません。
- 相談窓口以外でも、話しやすい先生のところに相談に行っても構いません。
- ハラスメントかどうかわからない場合でも、相談してもかまいません。
- 友達と一緒に結構です。
- 相談に来たことあなたに不利益が及ぶことはありません。



キャンパスでの

# ハラスメントの 防止に向けて



**長岡崇徳大学**  
NAGAOKA SUTOKU UNIVERSITY

## ハラスメントとは

ハラスメントとは、不適切な言動により、相手に不快感や不利益を与え、人権を侵害することをいいます。キャンパスにおけるハラスメントには以下のようなものがあります。

### 【アカデミック・ハラスメント】

- 正当な理由がないのに研究や教育上の指導をしない。
- 学生からの指導の希望を、何度も放置する。
- 特定の学生に対して侮辱的、差別的态度をとる。
- 不当に多い課題を出来るはずのない不可能な短期間にこなして提出するように指示する。

### 【パワー・ハラスメント】

- 上下関係や権限を用いて、暴言を吐く、暴行をする。
- 仲間はずれにする、特定の者だけを不當に排除する。
- 業務上の合理性がなく、能力や経験とかけ離れた程度の低い仕事を命じ、仕事を与えない。
- 指導や注意の範囲を超えて、人格を傷つける発言をしたり、SNSに投稿したりする。

### 【セクシュアル・ハラスメント】

- 成績の評価や就職の世話などを条件に性的な要求をする。
- 必要もないのに手を握る、体を触る。
- 肉体的特徴、服装、化粧などについてからかう、嫌みを言う。
- 身体や下着のサイズを聞く。
- 「男・女のくせに」などと発言する。

## ハラスメントのない環境を作っていくために

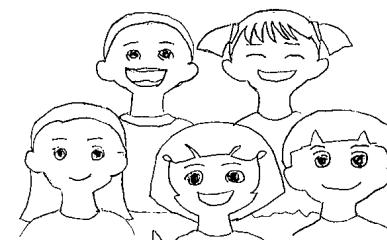
### 【加害者とならないために】

ごく軽い気持ちの言動が、相手にとって苦痛になることがあります。相手の立場や気持ちも考えて、自分の言動を振り返ってみましょう。もし相手が嫌がっていることに気が付いたら、すぐにやめ、繰り返したり押し付けたりしないようにしましょう。

### 【ハラスメントと思われる場面に遭遇したら】

誰でも、相手の意に反する言動を、無意識にせよ、行ってしまうことがあります。このような言動を行わないよう自覚するとともに、周りにいる人が素直に注意できる環境を作りましょう。

- 見て見ぬふりは、ハラスメントに加担していることにもなりかねません。もし可能であれば、その場で注意しましょう。
- 被害にあった人の話を聞いてあげて、「被害にあったのはあなたのせいではない」と伝えましょう。
- 被害にあった人がどうしたいのか尋ねましょう。あなたが証人になることもできますし、必要に応じて、ハラスメント相談員への相談を勧めたり、同行することもできます。



## ハラスメントの被害を受けたら

### 【いやだな、おかしいな、不快だと感じたら】

不快だと思うあなたの気持ちを、できればその場で相手に伝えましょう。早めに、素直に、はっきりと相手に伝えることがハラスメント防止につながります。

被害にあったのは決してあなたのせいではありません。拒否することが容易でない場合や、注意しても相手がその行為を止めないと、相手があなたにとって不利益な行動に出るときは、一人で解決しようと思わず、信頼できる人、あるいはハラスメント相談員に相談してください。

- いつ、どこで、何があったのか、何をされたかなど、なるべく詳細な記録をとておくことが大切です。正確な記録は、迅速な解決に役立ちます。
- 脅迫や不快な内容のEメール、SNSへの投稿、電話、FAXなどがあった場合も、記録をとておくことが大切です。
- 事態が深刻にならないうちに、ハラスメント相談員に相談してください。

